

免許番号 区第120号

漁場の位置 淡路市浦川沖合

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

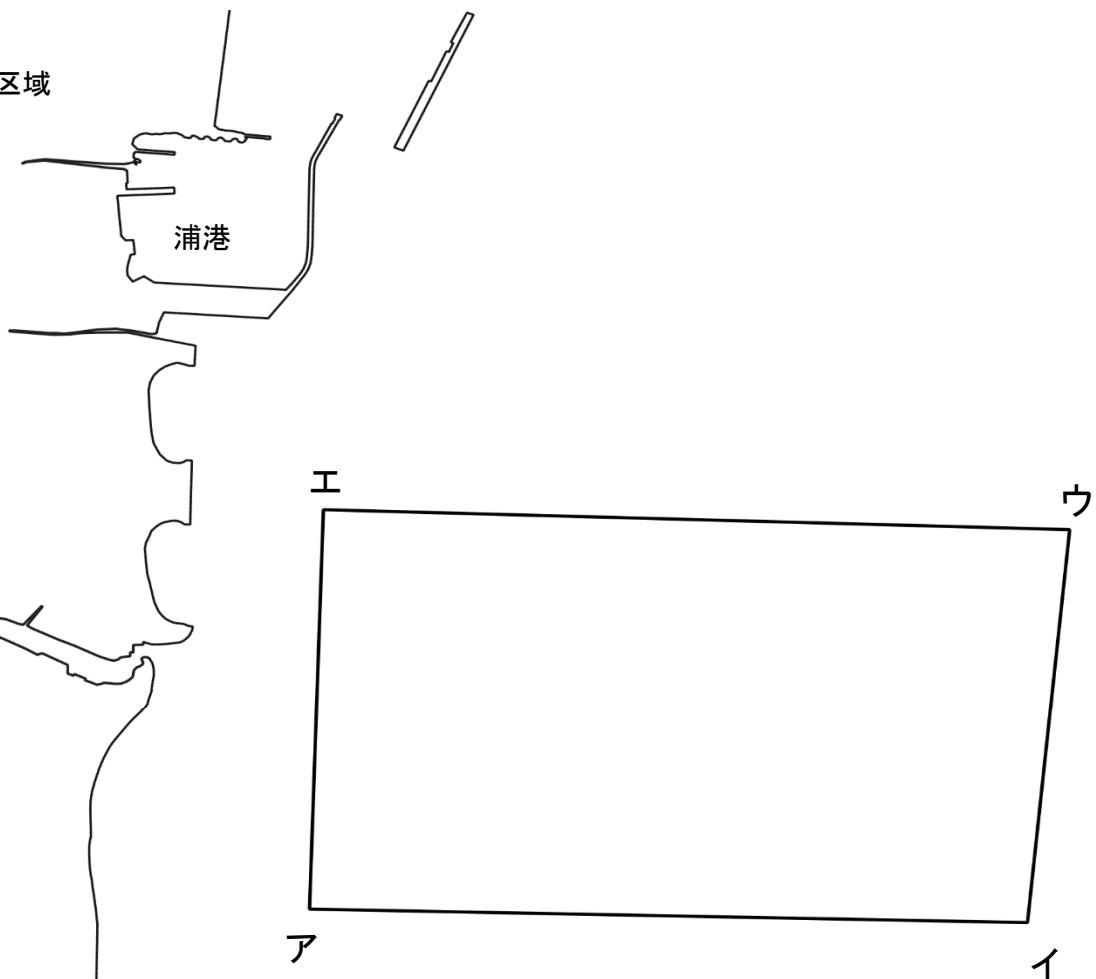
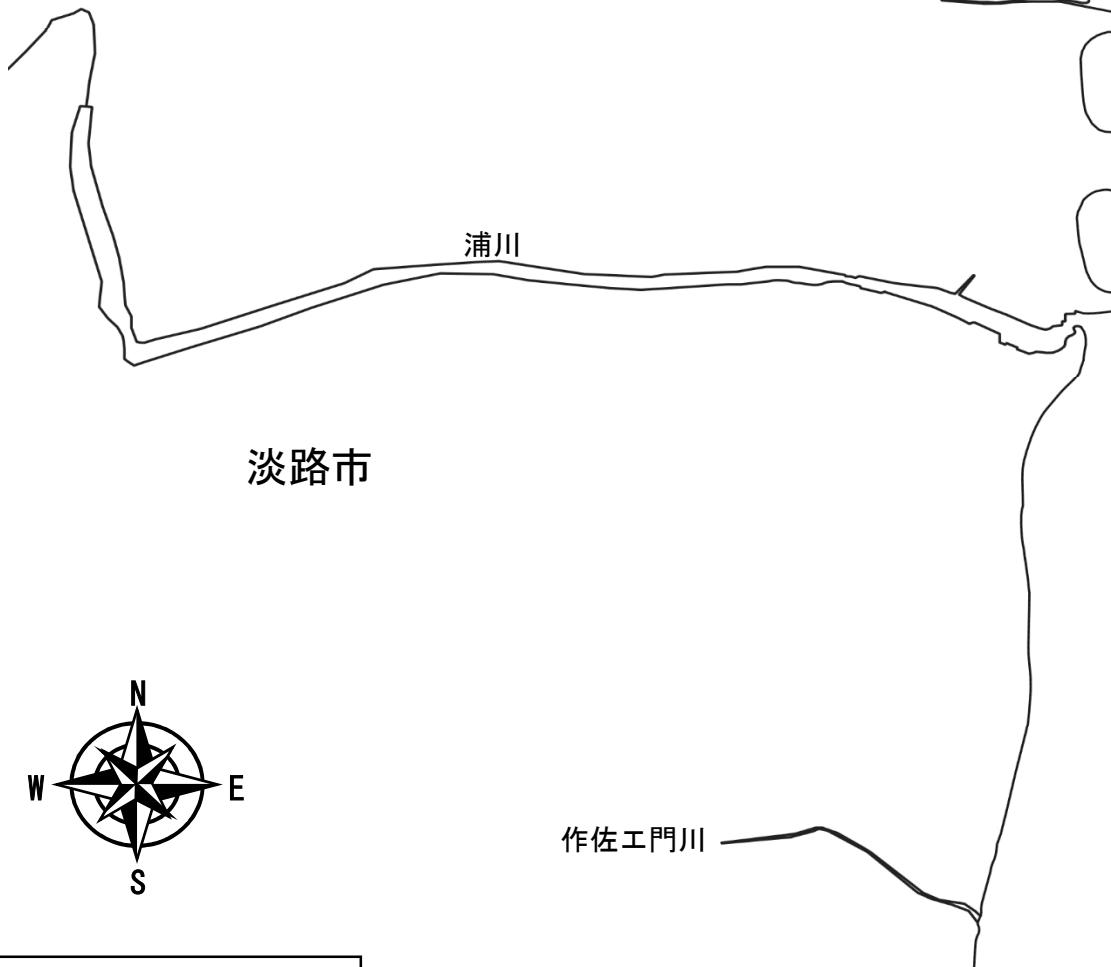
点の位置

ア 北緯34度32.00分、東経134度59.78分

イ 北緯34度31.99分、東経135度0.29分

ウ 北緯34度32.29分、東経135度0.32分

エ 北緯34度32.31分、東経134度59.79分



令和5年9月1日 免許

区第120号

1	表 示				表示番号	表 示			
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日			
	漁 場	別紙漁場図のとおり							
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあっては12月1日から4月20日まで						
	主な漁獲物								
	漁業の時期								
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。								
	漁業権区		先取特権区		抵当権区				
順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号			
1	淡路市久留麻2205番地の5 森漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第120号	摘要					